

## 生活習慣病管理料Ⅱ（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）について

令和6年度の診療報酬が改定になり、高血圧症、糖尿病および脂質異常症を主病として通院されていた患者様は、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者さまの同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。初回時に『療養計画書』への患者さまの署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

## 長期処方・リフィル処方箋（上記疾患に限定）

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方箋の発行を行う場合がございます。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。